

宮内省諸陵頭山口鋭之助の事績と思想

東郷 茂彦

はじめに

「近代」、即ち、明治維新から先の大戦終結による「現代」が誕生するまでの日本は、「皇統国家」と呼ぶにふさわしい体制が試行錯誤を経ながら順次、構築されていった。⁽¹⁾ 国家と国民のエネルギーの収斂する中心は、天皇であり、皇室であつた。従つて、歴代天皇、皇族の陵墓は、国民崇敬の場所となり、その参拝は国民にとって大きな関心事となつた。その陵墓を管理し、整備した官衙が、宮内省諸陵寮であり、その長が、諸陵頭である。

維新以来、陵墓を管轄する官衙は紆余曲折を経るが、諸陵寮が正式に宮内省内に発足した明治十九年以来、終戦まで、十二人の諸陵頭が在任した。そのなかで、圧倒的に長期間、その任にあり、退官後も、陵墓行政を基本とする日本の国家論を活発に展開したのが、山口鋭之助である。在

任時は、諸陵寮行政の基本である陵墓の治定⁽²⁾に加え、湧き上がる国民の陵墓参拝熱に応えるべく、その整備に本格的に取り組んだ。時あたかも明治から大正にかけての十四年間であり、山口は、明治天皇と昭憲皇太后の御大葬にも、事務方の要として活動している。

本論では、その山口の事績と思想に焦点を当てることにより、陵墓を巡る当時の行政がどのように機能し、また、その当事者がどのような思いで事に当たつたのかを考究した。それにより、近代日本の皇統国家体制の実態と実情の一角を新たに照射できればと願つた。皇室の陵墓は、現在では宮内庁書陵部に引き継がれており、その体制は、基本的には戦前のそれと同じくしている。近代の様相への研究は、陵墓を巡るこれからの様々な課題を考える際の基本でもあると思量する。

これまで、陵墓に関する先行研究は膨大であり、就中、⁽³⁾

近代以降の陵墓を形成した幕末明治の修陵についても、その前提となった江戸期に関するものを含め、多くの研究がなされている。⁽⁴⁾そして、この修陵の科学的な根拠等につき、学会やメディア等による批判も寄せられている。⁽⁵⁾

しかし、その修陵に当たった当事者の長を取り扱った先行研究、ないし言及した諸論は、限られている。

山口鋭之助については、郷土の辞典類の記録や、原史料的な文書は別になると、諸陵頭としての山口の事績を取り扱っているのは、管見では、陵墓に関する外池昇と高木博志の両氏の書のみと思量する。⁽⁶⁾山口と大國隆正との関連を照射したものに、新田均の書があり、⁽⁷⁾山口について部分的に言及している書には、阪本健一、武田秀章、阪本是丸の各書がある。⁽⁸⁾しかし、山口の事績をまとめ、その思想にまで踏み込んだ研究は、管見では皆無と思量する。

本小論では、諸陵頭としての山口自身の記録等を参照しながらその事績を辿り、こうした経験を元に培われた山口の思想等に繋げることとした。

なお、文中は、敬称を原則として略した。

第一章 山口鋭之助と近代陵墓制の概観

第二節 山口鋭之助の生涯、経歴等。⁽⁹⁾

山口鋭之助は、文久二年（一八六二）に、島根郡母衣町（現・島根県松江市母拳町）に、松江藩士山口軍兵衛礼行・ための三男に生まれた。長男宗義、次男半六、鋭之助の三兄弟は、いずれも明治初めの東京に遊学。宗義は、大蔵省から日本銀行と経済畑、半六は、気鋭の建築家という俊秀ぞろいであった。⁽¹⁰⁾

山口鋭之助の人生の前半は、教育者としてのそれであった。大学予備門を経て、明治十三年に、東京帝国大学理学部物理学科に入学。卒業後、第一高等中学校（後、第一高等学校）に奉職し、独仏に留学後、京都帝大理工科大学教授を拝命し、物理学の講座を担当。やがて、理学博士となる。⁽¹¹⁾

山口に、教育者としての薫陶を授けたと思われるのが、「攻玉社」の近藤真琴⁽¹²⁾である。鋭之助は十四歳の時、既に東京にあった兄宗義を頼って島根より上京し、同社で約三年間、学びの時を過ごす。後年、山口は、攻玉社の理事長を務め、近藤真琴の没後、その伝記が編纂されたとき、「直接先生の教授を受けたもの」として序文を寄せている。⁽¹³⁾

教育者・学者としての道を順調に歩んできた山口であるが、同じ科学畑で知友となった明治・大正期の数学者・政治家、菊池大麓⁽¹⁴⁾との縁で宮内省に奉職することになり、人生は大きく変わる。学習院（当時は宮内省直轄）院長を務めていた菊池は、自身の後任に山口を招聘。山口は、明治三十八年一月に次長、翌年初めには院長に就任。明治四十年一月に宮内省図書頭、三カ月後には諸陵頭となり、四十代後半から六十歳までの最も油の乗り切った時期に、陵墓行政を、わが事として取り組んだ。

とくに、明治天皇および昭憲皇太后の御大葬時の事務方の任に当たり、あるべき御陵の形式等を考究する一方、各地の陵墓を頻繁に視察し、治定に力を尽くした。また、山陵の管理をいかにするべきかに心を砕き、現場に立つ監守者向けの心得を執筆し、施設と樹木などの保存、保護にも力を入れる。さらに、国民の間に台頭してきた山陵への関心にも応えるため、参拝の便をはかるなど、近代の陵墓行政に、新たな視点を導入した。

大正十年に退任した山口は、宮中顧問官となり、諸陵頭として蓄積した御陵や皇室に関する思いを、精力的に著作や論文として発表。その思想は赴く所、郷土島根に近い津和野藩の大国隆正に到達し、国家の将来を見据えるに、隆正の本教本学こそ救国の教えであると思ひ定め、「本學會」

を設立し、邸内に隆正を祀る社を建立するほどに、その道に励んだ。

昭和二十年三月はじめ、戦争の惨禍迫り来る中、東京都杉並区の自邸で永眠した。享年八十三。

第二節 近代陵墓制について

長い日本の歴史を通して、古代より中世に至る陵墓史や皇室の喪葬儀礼を概観するに、以下のようなキーワードがある。詳述は論旨とかけ離れるので、ここでは、列举するに止める。⁽¹⁵⁾

殯宮儀礼・巨大古墳

喪葬令・職員令・諸陵司・諸陵寮・荷前司・荷前奉幣
大化薄葬令・遺詔の奏・諒闇・倚廬

仏教と火葬・御出家と讓位・泉湧寺・背景にある「機械思想」等々。

戦国の乱世を経て、荒廃を極める山陵は多かったが、織豊政権から徳川時代になると、世情の安定や国学の登場、尊王思想の広まりを背景に、山陵・陵墓が世上の関心と呼ばれ、その治定・修復という復興の機運が高まった。⁽¹⁶⁾

江戸中期以降では、元禄、享保、安政等、幕府主導による山陵の簡単な修補が行われるが、山陵修復の画期となったのが、孝明天皇期の文久二年（一八六二）、宇都宮藩の協

力等により、約三年にわたって行われ、神武天皇の御陵の確定と大規模な修復を中核とする「文久の修補」である。山口鋭之助が自ら執筆、あるいは纏めた『山陵變遷記』⁽¹⁷⁾では、文久の修陵八十三、月輪御陵十五、北朝の天皇と追尊天皇八の計百六として⁽¹⁸⁾いる。この数え方には、火葬所や泉涌寺の御陵の数え方等によって諸説あり、計百九とする数え方もある。⁽¹⁹⁾現在、私たちが拝する皇室の陵墓の形式の基本、場合によって、場所そのものが定まったのは、この時点である。

そして、明治に入ると、国家の中枢に改めて据えられた「皇室」の陵墓治定と整備は、喫緊の重要性をもつようになり、神代三陵、さらには、崇峻、弘文、桓武天皇などの御陵が治定修復され、明治二十二年には、帝国憲法の制定といった国家体制の整備もあり、それまでの未治定だった天皇の御陵十三の治定が行われ、当時、皇統に列した天皇の御陵すべてがここに定められる。

この明治二十二年の治定に深く関わり、その実務を担当したのが、宮内省諸陵助だった足立正聲⁽²⁰⁾である。

足立正聲は、その後、二回にわたり諸陵頭を務め、図書頭とともに、山口鋭之助が、直接その任を継ぐことになる。年齢的に山口より約二十歳年長に当たたる維新の激動期を生き抜いた尊王の志士であり、若い頃から、陵墓について

並々ならぬ関心を示していた。明治二十二年の治定の任を全うするに当たり、「陵墓を定めるのは、なによりも、御霊を祀る祭祀の場を定めることが重要」の信念のもとに、

第一段階 古典に記された該当天皇の関連記述の渉猟。

第二段階 現地での情報収集。いわゆる「口碑流伝」の確認。

第三段階 最終的な判断。その帝との繋がり、陵墓と

してふさわしい場所の選定と治定。

という、当時としては、最新最良の方法に責任をもって当たっている。⁽²¹⁾足立の御陵治定の実績や信念は、山口にも大きな影響を与えたと推察される。

第三節 歴代宮内省諸陵頭

幕末より、明治十九年に諸陵寮が復活するまでの神祇・教部・内務・宮内の四省につき、関連する陵墓行政を概観しておく。⁽²²⁾

元治元年（一八六四）二月の朝廷における諸陵寮再興の宣下、文久の修陵の完遂を経て、⁽²³⁾慶応三年（一八六七）末、王政復古の大号令が発出される。慶応四年一月には神祇事務科が設けられ、二月に神祇事務局に変わる。⁽²⁴⁾同年閏四月の政体書神祇官を経て、明治二年七月、太政官外に立つ明治神祇官の制がとられると、九月、神祇官中に諸陵寮が設

置された⁽²⁵⁾。明治神祇官は、同四年八月八日、太政官下の神祇省と改変され、御陵事務を取り扱うこととなる⁽²⁶⁾。そして、政府による宣教政策を更に進めるため、明治五年三月十四日、「教義ニ関係スル一切ノ事務ヲ統理スルヲ掌ル」⁽²⁷⁾教部省が設立され、諸陵事務を引き継ぐが、その教部省も、大教宣布運動の衰退とともに存在意義が薄れ、明治十年一月に廃止され、事務全般は、新設の内務省社寺局に継承され、陵墓事務も同局に属することになる。

しかし、皇室と関わりの深い陵墓関連の仕事は、宮内省の管轄下に入ることとなり、翌明治十一年二月、宮内省に陵墓事務は移管された⁽²⁸⁾。同省における陵墓関連部局は、同年二月二十八日に御陵墓掛、同十二年四月二十一日に侍講局御陵墓掛、同十六年一月に同局御陵墓課となり、同十九年二月四日、諸陵寮設置の運びとなる⁽²⁹⁾。これにより、諸陵頭の任命が始まり、近代陵墓行政は、その指揮下で行われることになるが、昭和前期（さきの大戦の終了を目的とする）までの間、諸陵頭に在任したのは十二人である。以下、その名前と凡その在任期間を記す。

在任期間

香川敬三	二年十一月
川田剛	四年五月
足立正聲	三年五月

矢野文雄 四ヶ月

戸田氏共 四年九ヶ月

足立正聲 二期合計 九年十ヶ月

山口鋭之助 二期合計 十四年六ヶ月

仙石政敬 一年八ヶ月

關屋貞三郎 八ヶ月

杉榮三郎 約九年 以上、井尻常吉編『歴代顯官

録』（朝陽会、大正十四年）。

渡部信 約八年

金田才平 約五年 以上、国立公文書館『職員

録』の該当年。

池田秀吉 昭和十九年九月六日就任 同年九月七

日付、朝日ならびに読売報知新聞。

こうしてみると、足立と山口のみが、諸陵頭とともに二回にわたって勤め、在任期間では、山口が群を抜いている。その他の十人については、宮内官僚として栄達の道を歩む者も多く、諸陵頭としても謹厳な勤務をし、また、興味深い人間像の者も多いが、足立と山口ほどに、諸陵頭をわが事として取り組み、実績を残した者はいないと観取される。この十二人についての研究は、他日の事としたい。

第二章 諸陵頭山口銳之助の事績

第一節 未治定陵の治定と御陵の修営について

明治四十年一月、学習院長に、新たに乃木希典の就任が決まり、山口は、宮内省図書頭⁽³⁰⁾に転任することになった。この間の事情について、宮内省には図書頭、諸陵頭という二つの地位があり、「當時、足立正聲といふ御維新の功臣である人が二つながら持つて居られましたが、諸陵頭が本官で圖書頭が兼官であつたので、その圖書頭に私⁽³¹⁾がなることになった。それから程なく足立さんが亡くなられたので諸陵頭をも兼ねることになった」と、山口が後に述べている程度で、両者に直接の接触はなかったようだ。

就任早々、山口は、明治天皇の御陵に関する思いを、間接的な形ではあるが、身に染みて知ることとなる。『山陵變遷記』には次のような記載がある⁽³²⁾。

明治四十年私が諸陵頭の職に就きましたとき私は宮中の事は一向に存せず陛下がかくまでに諸陵のことに御注意遊ばされることは露存じませんでした。……(陛下は)東園侍従をお差遣になり私の巡回する處へは皆同行せしめられるとの事でありました。此時始めて私は陛下の山陵に御軫念遊ばされることの厚きに感泣し

身の置き處を辨へざる思ひを致しました。……出張中に古墳の視察をすることもありますが侍従はこれにも同行せられたのであります。この侍従の御差遣は大正三年まで繼續致しました。それで諸陵の工事の計畫は未だ大臣にも話さぬ中に内々上奏する様な事になりその実地も陛下の御監視の下に致して居る様な形となりまして實に恐多い事でありました。尤も東園侍従の嚴格なる陛下の思召が如何であるといふ様なことは嘗て私に言はれた事はありません。……それで東園侍従と同行中は常に神靈⁽³³⁾の加護がある様に感じました。

東園侍従とは、東園基愛⁽³⁴⁾のことである。『諸陵寮誌』によれば、東園は、御陵墓の検分のため、たびたび京都大阪兵庫奈良滋賀三重和歌山等、関西方面の各府県へ出張している。山口銳之助の「軫免物故履歷」と突き合わせると、そのほとんどの出張記録は重なっている。明治四十一年三月二十日、明治四十二年五月五日、明治四十三年三月八日、明治四十四年四月二十五日、大正二年三月二十九日などである。

山口は、明治天皇への感激の念と共に、当時の自身を省み、次のような感慨をも残している。文中の「大なる矛盾」が何を指すのか、今のところ、私儀には未解明である。今日から考へますと、私は實に途方もないことをい

たして居たもので、その侍従に對ししても、私の執つた行動は悉く赤面の至り、思ひ出すに冷汗が出るのであります。この侍従をお附けになるといふことは何か其處に大なる矛盾があるといふことに何時しか氣が付きまして、何とかしてこれを解決したいといふ考も起つて來ました。⁽³⁵⁾

今一つの挿話は、山陵の予算を転用したため、陛下のご不興をかったという件である。

四十二年に内匠寮に於てその主管の經常費中二廉の陵墓工事を全廢しその豫算を他に流用したことがありました。四十四年一月審査局長官よりその決算審査の結果を上奏せられたとき私は宮内大臣より御陵墓に対する既定の工事を全廢候段御追孝の御思召に副はざる筋に候處是……豫算決定の上は如此移動不相生様可取計事との口達を受けました。以上の事実によつて拝察せられる如く明治天皇陛下の山陵の事に宸襟を悩ませたまひたることは吾々日本臣民の殊に職を諸陵に奉じたるもの、深く感佩する處であります。この事は今後の諸陵の職員にも亦一般人民にも記憶して貰ひたいと思ひ特に巻首に掲げた次第であります。⁽³⁶⁾

宮内省の予算中、ご陵墓に関するものは、必ずその通りに実行せよという明治天皇の御内意を受けてのことと、山

口は受け止めている。この件については、公開の雑誌にも一部を記している。⁽³⁷⁾

着任時には、御陵や宮内行政について素人同然だった山口ではあるが、「諸陵寮の仕事の重なるものは、陵墓を検知して、その尊嚴を維持することであらうと思つたのであります⁽³⁸⁾」と、ただちに、陵墓治定の重要性を理解する。そして、諸陵頭としての仕事ぶりは、高位の官吏として部下に実務は任せておくというようなものではなかったようだ。

一体宮内省内には山陵を参拝した事のあるは殆ど會計審査員の外にはなく山陵といふものを知つて居る人があまりありませんでしたから、諸陵工事に就ては他部局の同情も少く修営工事は全く私の獨斷で為なければならぬ有様でありましたが、右の關係からこの仕事は自分誠意を以てさへ務めれば陛下の思召にもそうことが出来る様な氣持が致して居りました。⁽³⁹⁾

ここにいう「修営工事」とは、御陵墓の木柵を石柵に変える、堀切溝や土手、石垣、取り付け道路の建設や修理、御拝所の改造等を指し、ほとんどひっきりなしの改良工事が全陵で行われていたようだ。⁽⁴⁰⁾ 山口の諸陵頭就任時、宮内省における諸陵寮は、部局別にみると名簿序列十七位、本省の員数は、諸陵屬、技手等約十数人の小所帯だった。地方では陵墓の守長が三十数人。山口の退官時には、部局別

名簿序列九位となり、陵墓守長の数は大幅に増えているが、本省員の数はさして変わっていない⁽⁴⁾。

山口は、その篤実で積極的な仕事ぶりを評価されてのことであろう、退任時に叙勲（旭日重光章）されるが、その叙勲上奏書に、「諸陵頭トシテハ最モ力ヲ陵墓ノ檢訂考證ニ致シ在官中其ノ治定セラレシモノ甚タ多ク積年勤勞功績顯著ナリ」と記されている。

では、実際に、山口が諸陵頭在任時にどのくらいの陵墓治定が行われたのか、いくつかの資料によって推定する。まず、山口自身の記録からみる。

右の如く明治二十二年で御歴代の山陵は盡く御治定になりました。……この後、御治定になったのは、左の三陵であります。

後冷泉院天皇中宮章子内親王菩提樹院陵 三十九年三月

嵯峨天皇皇后嘉智子陵 四十五年三月 同年五月
陵号を嵯峨陵と定めらる

後崇光院天皇陵 大正六年七月 翌月陵号を伏見⁽⁴³⁾
松林院陵と定めらる

中宮章子の御陵治定は山口の着任一ヶ月前のことなので、とりあえず置くとして、嵯峨天皇皇后の御陵について、山口は明治四十二年三月に、「嵯峨天皇皇后橘氏嵯峨陵決定

ノ儀上申」という文書を田中光顕宮内大臣宛に起草し、治定に向けて動きを始めて居る⁽⁴⁴⁾。以下、その主要部を記載する（原文は、すべて詰めて書かれているが、内容に応じ、適宜間隔を空けた）。

……然レトモ嵯峨ノ深谷ニ御陵ノ有ルコトハ前二書（文徳實録・延喜諸陵式）ニ據テ知ラレタレハ是迄實地探檢シタルニ嵯峨ニ於テ深谷ト称スル地名ハ僅ニ土人ノ口碑ニ傳ルノミニシテ舊記ニ徴スヘキモノ無ク……搜索ニ積年困難ヲ窮メタリ 然ル處右口碑ニ傳フル深谷ノ地ニ於テ今般土中ヨリ古代祭祀ノ土器ヲ發掘シタルヲ以テ古墳ノ所在ヲ認ムルニ至リ 猶又別紙嵯峨村山林賣買古証文中深谷ノ字ヲ發見シテ……之レ太皇太后嵯峨陵ナルコト疑無キカ如シ 仍テ一昨秋本官諷地方出張ノ序ヲ以テ實況ヲ臨檢スルニ 深谷ハ愛宕神社一ノ鳥居ヲ西へ水尾道ヲ三町許行キ北へ山路ヲ登ルコト二三町許ニシテ三面山ヲ負ヒ南面ハ開低シテ次第第二窄リ 降テ一ノ谷口ヲ為ス嶺ヲ越エテ山後ニ降り清瀧ノ橋上ヨリ之ヲ仰ゲハ巨然タル一高山ニシテ南面ノ上部ヲ抉リタル如キ形勢ヲ為ス 真ニ天然ノ幽宮ト謂フヘシ

嵯峨天皇皇后嘉智子（七八六―八五〇）妃は、檀林皇后と呼ばれ、容姿端麗で徳も高く、仏法を篤く信じ、唐僧義空

を招来、嵯峨の地に檀林寺を営み、義空に日本で初めて禪書を講じさせたという。また、世の無常を人々に知らせるため、遺骸の埋葬を禁じ、風葬に任せたという伝説がある。⁽⁴⁵⁾山口自身、その御陵に関する古典書籍の渉獵、現地の踏査と口碑流伝の収集、総合的な判断と、自ら幕末明治の修陵における治定の原則を地で行っている様子が、目に浮かぶようである。

後崇光院は、北朝崇光天皇の系に連なる伏見宮貞成親王（二三七二—一四五六）のことで、第一百二代後花園天皇の御父。後花園天皇から一時、太上天皇の尊号を送られ、後崇光院と呼ばれたが、三ヶ月で辞退している。そのため、山口は、「後崇光院天皇」と記載したと思われる。その御陵は、幕末の修陵のとき治定を誤り、御深草天皇御火葬所とされたが、大正六年、考定精査の末に復旧して御崇光院の陵とされている。⁽⁴⁶⁾

近代陵墓問題については、現在、国会でも取上げられているが、議員質問に対する政府答弁書のうち、陵墓の治定に関する文書によれば、⁽⁴⁷⁾宮内庁が現在管理している古代高塚式の陵墓は百二十一あり、山口が諸陵頭を務めた明治三十九年四月から大正十年十月の間に治定が行われたのは、羽咋御陵山古墳（大正六年九月二十七日）、宇治山田陵墓参考地（明治四十一年）などの四墓・陵墓参考地である。

第二節 明治天皇桃山御陵の造営

明治天皇の崩御は、明治四十五年七月三十日である。

山口諸陵頭は、その翌日の大正元年七月三十一日、直ちに京都府への出張を命ぜられるとともに同日、大喪使事務官、翌八月一日に伏見桃山御陵造営の任に当たる山作部長を仰せ付けられる。

九月十日、靈柩供奉を仰せ付かる。十三日には東京青山葬殿における葬場殿の儀、十四日、特別列車の靈柩車により、鹵簿は、伏見桃山へ向われ、同日夜から十五日朝にかけて諸々のご葬儀が行われた。

以後、御一周年祭の準備のためであるう大正二年七月二十四日を含め、同年十月十五日まで、「京都府下桃山」「京都府下」へ九回、他府県を含めると京都への山口の出張は、合計十二回に及んでいる。⁽⁴⁸⁾

『山陵變遷記』には、御大喪の様子が詳しいが、墓所についての記載の一部を記す。

陵所は、舊伏見城本丸の南端斜面の中腹を……掘り下げて平地を作り、その中央二十尺の深所に内法南北十一尺三寸東西七尺六寸壁の厚さ一尺三寸その外面は厚さ二尺のコンクリートで固めた御石槨を設けられました。御石槨の上には……総檜作り檜皮葺の御須屋を、

斜面の下には……祭場殿……御拝所等を設けられまし
た。⁽⁴⁹⁾

明治天皇の桃山御陵は、明治時代前期までの御陵治定、それに基づき山陵の造営と、現代の御陵とを繋ぐ結節点に位置するともいえよう。その造営についての先行研究も多い。⁽⁵⁰⁾山口は、明治天皇の御大喪と、御陵の造営に深く関ったわけであるが、その伏見桃山陵について、現職の諸陵頭として、公けの批判を行っている。外池昇は、「驚くべきことである」とその著書で記している。⁽⁵¹⁾

山口の公的な批判文書とは、「陵制ニ對スル愚見ヲ陳シテ大喪儀ノ制ニ及ブ」⁽⁵²⁾（国立国会図書館・平沼騏一郎文書「帝室制度審議會に、山口帝室制度審議會御用掛提出」大正六年十月十八日）である。

その要点は、「伏見桃山陵ノ形式ハ永世不易ノ範トシ難シ。丘陵ノ地形、決シテ多ク得易キモノニアラサルナリ。御在所ノ上ニ登攀シテ作業ニ従事セサルヲ得サリシハ最恐懼ニ堪ヘサル次第ナレトモ是レ縦横ニ伴フ必然ノ缺點ナリ。今後採用スヘキ陵制ノ大喪儀ハ、帝陵ハ横横ノ形式、築陵ノ材料ハ石材ヲ用フヘシ」といった内容である。工事のおり、天皇の御遺体の上で作業をするのを憚るという感覚は、現代からみれば突飛とも思えるかもしれないが、宗教的にも真に尊崇する方の御遺体ということになれば、理解共感

できると私儀思量する。

皇室の陵墓制度については、大正期全般を通じて枢密院等での審議があり、最終的には、大正十五年十月二十一日公布の「皇室陵墓令」（皇室令第十二号）によって、詳細が定まった。それによると、

第五條 陵形ハ上圓下方又ハ圓丘トス

第二十四條から第二十八條 天皇のほか、皇族陵墓の兆域の広さ⁽⁵³⁾

が決められているだけで、同日に定められた施行規則⁽⁵⁴⁾（宮内省令第八號）においても、縦横式にするのか、横横式にするのか等、工法や工事の手順などは示されていない。しかし、御大喪の写真集記載の文章に、「玄宮は新陵墓令に基づき従来の御縦穴を今回から御横穴として地下五十尺を掘下げ鐵筋コンクリーの基礎工事の上に花崗石の御石室が設けられ⁽⁵⁵⁾」とあり、山口の帝室制度審議會への建言中、主張した横横式は、皇室陵墓令によって採用されたと言えよう。

第三節 陵墓の整備と維持

山口が諸陵頭を務めた明治末期から大正時代は、海外からの文化の流入と伝統の尊重と保全といった課題に、ようやくある種の均衡が生まれ、また、皇室の威令も学校教育

等を通じて、いきわたるようになった時代と観取される。御陵墓に関心をいだく国民も増え始め、神社仏閣と並ぶ、ときにはそれ以上の名所旧跡訪問の旅の目標にあがるようになった。

山口は、そうした時代の空氣に敏感だったようで、皇室の尊嚴を保ちながらも、森林の保護や国民への適切な開放はどのようにしたらよいか、あるべき近代の陵墓の姿を目指して心を砕いていた様子がある。その研鑽の結果が、大正八年十月に纏めた「みささぎ陵や御墓の監守者の心得⁽⁵⁶⁾」である。

この「心得」において山口は、堂塔、御門、屏や石塔、鐵扉など施設内の構造物に応じた対処の仕方、内玉垣、白砂利、敷石の手入れ、小鳥や雀の対策、喬木、常緑、広葉樹など樹木の適否など十八項目にわたり、具体的かつ細心な対応策を記す。そして、監守者の心構えの根本につき、こう述べる。

陵墓職員は、陵や御墓地全体の御威儀を永久に保つことに注意しなければならぬ。……從來陵や御墓の監守に任して居る職員には、之を警衛する外には奇麗に掃除することを以て殆ど唯一の職務と心得て居った傾きがある。従つて落葉を掃ひ雑草を抜き取り下草を刈り枯損木を伐採することのみを務めて居ったのである。この方針の掃除を数年又は数十年續け來つた結果とし

て昔に比べて土地の大に荒れた例が沢山ある。……樹木はすべて出來得る限り自然に放任し下木、下草落葉枯枝、蘚苔等の地被物は出來るだけ保存して林地の地力を補ひ森林全体として天然の發育を遂げしめなければならぬ。こうした森林には蟲や黴菌の害も自然少いのである。

自然と人間のあるべき共存の姿に対する、山口なりの科学的視点にも立つ回答であろう。「山陵變遷記」の末尾にも、「山陵の樹木の保護の方法」として、同主旨の内容が綴られている。⁽⁵⁷⁾

山口のこうした関心は、当然のことながら、山陵や御陵墓だけではなく、神社と自然との関わりにも向けられた。当時、神社界にあつても、史跡や名称の保存に関心が向けられるようになり、「職を神社に奉ぜらるる、神職各位は……自ら進んで之が保存に従事せらるる、は勿論之を世上に紹介の勞を取らるる、等之が攻究に務めらるる、は最も適當のことなるべし⁽⁵⁸⁾」といった記事が、斯界の雑誌にも載るようになっていた。

歴史や自然の保存保護につき、当時、運動の中心にあつたのが、「史蹟名勝天然紀念物保存協會」という団体だった。この運動に大きな関心を示していた華族や内務省との関わりの上に設立され、機関紙『史蹟名勝天然紀念物』

を大正三年九月より、隔月で発刊していた。⁽⁵⁹⁾

山口は、この機関紙に三回にわたって発言を掲載しているが、第四巻第七號（大正十年七月）では、「諸陵頭 理学博士」の肩書きで、「神社の杜と御陵墓に就きて」と題し、前出の「心得」と同様の論議を公開している。また、神社の杜は、永久林を目指すべきで、それには、松は不適であり、潤葉樹が必須としている。⁽⁶⁰⁾

山口が諸陵頭を務めた明治の末から大正にかけては、国民と山陵との距離が縮まった時代でもある。それには、様々な要素があるが、山陵を管理する諸陵寮でも、それなりの努力が払われていた。山口は、こう述べている。

山陵と民衆との接觸のことであります。申すまでもなく我國体の特色は建國以來萬世一系唯一の皇室と唯一の國家とが始終合致して居ることであります。日本臣民は皇室を中心として之に附隨して始めて安泰であります。臣民の皇室に対する敬愛の情緒を満足せしむる一法として又その追慕する祖先の報恩の爲め山陵を崇拜せんとする情緒は國民の腦裏に潜在して居るのであります。御火葬塚や皇子女の御墓でも京畿を離れた地方に散在するものに對しては民衆の此の感情は寧ろ旺盛であります。されば山陵諸墓は之を皇室の山陵諸

墓として管理すると同時にその民衆との接觸に就いても亦重きを置かなければならぬことを信するのであります。……私は民衆参拝の便宜を與へたいと思ひまして四十二年のころからこれらの山陵諸墓の廣前の設備を漸次整頓して御陵道や御墓道を開放することに勉め大正三年の頃大部分はその目的を達しました。⁽⁶¹⁾
このころ、山陵を主題として本が多く書かれるようになった。

上野竹次郎『山陵』（山陵崇敬會、大正十四年）

金杉栄五郎『山陵の復古と精忠』（日本医事週報社・大正十五年）

八束清貫『歴代皇陵』（大日本歷朝奉贊會・昭和五年）

中泉行徳『歴代天皇御陵』（杏林社・昭和十一年）

比企修『皇陵新志』（皇國青年教育協會・昭和十八年）
などがある。⁽⁶²⁾その執筆者には、素人（専門の文筆家や旅行社の人ではないという意味）が多く（なぜか、科学畑が多い）、御陵への想い、崇敬の念は、国民に広く共有されていたことがわかる。御陵墓参拝の旅は、ある種のブームで、案内書も多く発行され、各陵の御朱印を集めたり、御陵全部の絵図をまとめた掛け軸などが人気を呼んでいた。

大正天皇の御大喪は、国民の熱狂ともいえるような思いで迎えられたという。後大喪当日には、東京青山の御齋場

に百八十万⁽⁶³⁾人、多摩の御陵に二十万人が詰め掛けたと報じられている。

また、現役の諸陵頭山口銳之助の最大の任務が御陵関連であるのは当然であるが、皇室と直接の関わりはなくても、古代より現在に直接繋がる古墳について、並々ならぬ関心を寄せていた。近代陵墓問題を考えるとき、古墳は、皇室の御陵墓治定を下支えする存在であり、現在の「陵墓参考地」⁽⁶⁴⁾の存在ともあいまって重要と思量し、ここで、山口の古墳観に触れておく。

山口の古墳に関する主張は、前掲『史蹟名勝天然紀念物』において前後二回にわたって述べられている。

今にして古墳の保存に關し、何等か適當の方法を立てずむば、全國到る處に存在する、所謂古墳なるものは、恐らく悉く破壊し盡され、竟に其痕跡をだに留めざるの結果を生せむ。法規の不完備よりして、古墳を取締るの道なきは、即ち現下の實狀なりとす⁽⁶⁵⁾。

萬世一系の 皇室を戴く我國體では、祖先崇拜といふことは、最も大事な事である。従つて祖先の墳墓を大切にすることは、勿論の筈であります⁽⁶⁶⁾。

古墳等の保存は、明治七年五月二日の「太政官達」で、「荒蕪地開墾ノ節口牌流傳ノ場所ハ勿論其他古墳ト相見ヘ候地ハ猥リニ發掘爲致間敷候」とあり、爾後、大正八年四

月九日公布の「史蹟名勝天然紀念物保存法」(法律第四十四号)成立に向けての努力の結果、「六月以下ノ禁錮若ハ拘留又ハ百圓以下ノ罰金若ハ科料ニ處ス」(第六条)と、罰則規定のある法制が整備されていた。

第三章 山口銳之助の思想

第一節 山陵に神靈が居ますとの信仰

山口銳之助の山陵や陵墓に対する考えを知るには、この点を通史的にはどのように観ていたのかを検討する必要がある。山口は、神道や御陵について膨大な著述を遺しているが、陵墓の歴史を有史以来、通史的にまとめたのは、以下の三冊である。

『山陵の沿革』 部局長官会議で、山口諸陵頭口述 全五八頁 大正四年二月九日 昭和十一年、國大図書館

『山陵變遷記』 前掲・宮内庁書陵部蔵 全一九四頁

『山陵の研究』 明治聖德記念學會發行、大正十二年二月 全一〇八頁 国会図書館

山口は、仏教など外国思想が流入する前の日本に、山陵祭祀の理想の姿を見ており、これらの通史は、そうした価値観で貫かれている。このうち、全体を詳細かつ均衡をもって描いているのは『山陵の研究』と思量する。以下、

その目次を記載する⁽⁶⁷⁾。

『山陵の研究』目次

- 第一期 原始的陵
- 第二期 陵の最も壯大な時代
 - 一、山陵
 - 二、喪儀
 - 三、陵墓の祭り
- 第三期 陵の縮小する時代
 - 一、山陵の縮小
 - 二、陵墓での神の祭と陵墓でない處での神の祭
- 第四期 陵の衰減する時代
 - 一、山陵の衰減と陵墓厭忌の思想
 - 二、大寶令と陵墓の祭
 - 三、神道に對する佛法の壓迫
 - 四、穢の考の高潮
- 第五期 卒都婆式陵の第一期 全く佛式となる。
 - 一、山陵の儀禮
 - 二、卒都婆式の陵と陵側の寺院
 - 三、墓側の宮寺
- 第六期 卒都婆式陵の第二期 喪儀や寺院等につき、
一定の慣例ができる。
 - 一、山陵奉仕の形式化

二、奉幣のなくなつた山陵

第七期 靈廟式陵の第一期

一、新陵古陵ともに靈廟となる

二、神佛の混和愈密接となる

第八期 靈廟式陵の第二期

一、靈廟式陵の退化と一般の祖靈崇敬の衰頹

二、唯一神道、豊國大明神、東照宮

第九期 九重石塔婆式陵の時代

一、御火葬の廢止

二、祭神の墓に關して神社の分類

三、神社と墓との關係に就ての謬説

第十期 山陵制度の復古

その第一期・二期の「喪儀」に、山口の考えの根本を示すと思われる記述がある。

如何に太古素朴の時代でも、如何に敬愛する人の場合でも、膿が沸き蛆がたかる様な穢い様で、いつまでも奉仕を續けることは生きて居る人の社會には都合が悪いから、葬をなし穢を祓つて始末をつけることが必要となる。死人は或はすでに骨となつてもなほ敬愛した人と思へば、その永久の住處なる墳墓を鄭重にするのは當然である。それでは壯大な墳墓を築き、玄室を設け、裝飾をなし、死者は服裝を整へて、棺内に安置す

るのである。……この様に葬りをすれば最早死体の穢はなくなる。墓は清浄なるもので神の坐す所として神聖なものである。⁽⁶⁸⁾近世の人の考へる様に決して穢れたものではない。

山口にとって、この観点は、皇室についても少しも変わらない。だからこそ、天皇の御陵に神霊が宿ると信ずることができるのだ。それが、時代が下がり、第九期までの目次でもわかるように、山陵穢汚の念が蔓延することに激しい憤りを覚える。

山口の著述のなかでも重要と思われる雑誌への長期連載が二つあり、その第一回は、特に力を注いだ論を展開していると観取し、それぞれの初回を中心に、山口の考えを探ることとした。

まず、『島根評論』(全二十四回)の第一回「山陵の祭祀を國家祀典となすべきの議」⁽⁶⁹⁾から。

萬世一系の皇統を以て建國の主腦とする我が國體に在りては、列皇の神霊を其の山陵に奉齋して國家的祀典となし、一般國民をして之が崇敬の念を深からしめ、由りて以て國家的信念を鞏固ならしむるは最も緊要のことなりと信ず。然るに國家祀典の現行制度にては、此の重要緊切なる問題を閑却し、列皇神霊の御在所たる山陵の祭祀を措きて顧みる所なき、是れ實に昭代の

一大缺典と謂ふべきなり。

祭政一致時代に在りては、諸神の中樞は天祖の直系たる列皇の神霊にして、列皇の神霊は悉く山陵に奉齋せられ、山陵の祭祀は實に國家統治の根本とする所なりしなり。此の時代の末期に及び、支那的の神觀に依りて諸神を天神地祇天皇と並稱し、天神地祇或は神祇を以て天皇に非ざる諸神を表示し、天皇を天神地祇の次に列するに至りては、天皇の神霊に對する崇敬の念或は昔時の如くならざるを疑はむのあるやも知るべからざるも、山陵の祭祀は猶ほ國家祀典の根幹を爲し……。

今一つの連載「陵と神道」(全九回)が載った『歴史地理』⁽⁷⁰⁾より。

日本民族の宗教の原始的狀態に就ては種々の學說もあるが、佛教渡來前大和の祭政一致時代の信仰は祖先の崇拜が中心であつたことは争はれぬ事である。神典の大部分はその例證である。天津日嗣の御代々が皇祖を御信賴あらせられるは云ふまでもなく、氏氏の人達も亦その祖先を重じて居た(二頁)。……天津日嗣の御代々の皇霊は神々の系統中最重要な位置に在らせられた。然るに佛教の渡來後陵に關する觀念に大變動が起つた(五頁)。……日本書紀や古事記にも陵は始か

ら神社とは明瞭に區別して書いてある（七頁）。……祭祀の對象は皇靈の陵とその他の神の社との二種類になつた譯である（九頁）。

また、「天皇の祭祀を中心とする明治維新史の考察」⁽⁷⁾という重要と思量される文献でも、そのほぼ冒頭に、こう記されている。

瓊瓊杵尊より先帝に至るまでの神靈を悉く其の御在所に祭祀するの制度は実に我國體の象徴である。日本國民が一大家族であり、我天皇が現つ御神にして天照大神の御延長で在らせられることは之に依つて表現せられる（二頁）。……古傳説記述の際、天皇神靈の御在所は一般諸神の神籬磐座と差別せられ、特に尊んで陵と稱せられた（四頁）。

これらの記述を読むと、山陵の祭祀を絶やしてはならぬこと、それが万世一系の國體を担保する根幹であるとの考えが読み取れる。明治二十二年の治定を伊藤博文が求めた理由は、諸外国への考慮とされているが、そうした政治的な思惑とは違ふ、天皇陵の治定を求める神学的な根拠となるのではないかと受け止められた。以下の記述をみると、いつそうはつきりする。

これらの書の古い處は神代でなくとも、なほ神典で純粹の歴史ではない。綏靖紀から開化紀までは歴史と

しては殊に貧弱である。茲に傳へてあるのは殆んど天皇の御名、御系統、宮處、後陵所の四つの外に出ない……右の四項のみがあつた様に正確に傳へられるのも寧ろ不思議である。これは陵の揃つて居ることが御代々の御血統が連綿たることと同様に、國體神道の祭の上にも必要なことであつた為であるに相違ない。⁽⁷⁾

祭政一致の政治形態の完全な復活を目指す山口は、「山陵の祭祀を國家祀典となすべきの議」の末尾で、「山陵を神社式に祭祀し、伊勢神宮と同等の式典を整備する」「重要な陵への親閱遣使の制度を拡充する」「明治神宮の境内を列皇の陵地とする」などの具体的提案を行っている。その理由は、「今日朝野を舉りて、國民道德の缺陷に鑑み、敬神崇祖の風を鼓吹するの時機に際しては、宜しく國家祀典の體系を正して國體の淵源を明にし、以て國民思想の善導に資すべきものなりと信ず」⁽⁷⁾るからである。

すでに明治四十一年に皇室祭祀令が公布されてから二十年がたつてゐる。同令には、「第七條 陵墓祭関連」「第十二條 山陵奉幣関連」「第十九條 山陵親告関連」等の規定があるが、山口の希望を到底満たすものではなかつたやうだ。

第二節 御陵と穢

山口が強烈に排撃する、穢れと山陵を結び付ける思想や傾向について、いま少し、詳しくみる。前掲『歴史地理』連載初回の「陵と神道」には、次のような記載がある。

祭政一致時代にも墓は穢であつたとの説を固執する人は甚多い。此等の人は、伊弉冊尊の崩御の時や天稚彦の死んだときの神話によつて、上古から穢の觀念の強かつたことを主張するのである。併し、人が死ねばその屍を大切にし、膿が流れようか蛆がたからうが、とのゐを續ける習慣であつた時、穢のことが話に残るのは當り前である。穢の始末として殯歛⁽⁷⁴⁾をした宮殿を棄て、奉仕者は身滌をなし、屍は「はふり」をすればそれで形がつく。……此の時代に陵は神の座す所として之を崇敬し祭りをしたといふ事實があれば、それで差支ない様な信仰が行はれて居たと考へるのが當り前である（一四頁）。

山口は、「祭政一致の時代」、すなわち、仏教や陰陽道などの外来思想が入ってくる前の我国にあつた穢れの觀念を論じ、それには一定の合理性があり、いわば、コントロール可能、皇室はもとより、社会への害はない、と主張しているかのごとくである。この辺りの論旨は、科学者山口の

面影を彷彿とさせるようである。そして、穢れ思想が社会に害をなすようになったのには、陰陽道によるものである、との主張を展開する。「天皇の祭祀を中心とする明治維新史の考察」では、この問題につき、次のように論じている。

偶陰陽五行吉凶の思想が渡来すると共に墳墓を恐怖厭忌する思想が起り、天神地祇の磐座はそれが墳墓である場合でも唯そのことが注意されない様になつたに止つたが、天皇の磐座たる陵は悉く厭忌せられるものとなつてしまつた。爾來陰陽道の發達に伴ひ山陵を恐怖厭忌する迷信は愈熾烈を極め平安朝に到つては天皇の神靈は遂に社會の脅威となり（續日本後紀承和十一年八月の條參照）其の祭祀は事實上廢絶することとなつた。此の様に迷信に行詰つた社會の状態は佛教に依つて緩和せられ、天皇祭祀の闕典も亦佛祭その他の方法によつて補はれつゝあつた（四一五頁）。

穢思想と陰陽道を結びつける山口の論につき、身近にある陰陽道に関する諸本⁽⁷⁵⁾に目をとおし、穢については、あらためて山本幸司『穢と大祓』（平凡社 一九九二年）を読み、神道関係の辞典類に当たつたが、そのいずれにおいても、穢の發生に陰陽道をむすびつけるものはなかった。しかし、山口のこの主張については、さらに考究を続けたいと思量している。山口はまた、江戸期の儒学者等の論の中に、穢

れと山陵を結びつける思想を看取し、批判をしている。

著しく佛教を嫌ふ儒者の間には、又魂魄説によつて陵墓を輕視し宗廟の祭祀を重んずる支那の祭祀制度を理想とする思想がある。此の二の思想を結合し佛臭を排して組立てられたものが所謂儒教神道である。山陵の恐怖厭忌と神祇禁忌の苛烈とが極度に達して居た平安朝でさへ皇靈の御在所たる山陵を敢へて穢と稱するものは無かつた。然るに一派の儒教神道家は山陵を穢所なりと妄断し、神靈は別に四神相應の清地に神社を營みて之に祀るべしと主張した。これは陵廟の分離を一層徹底して神祭を廟祭に限らんとするのである。⁽⁷⁶⁾

然るに平安朝初期に強烈であつた陰陽思想に因る陵墓厭忌の思想が佛教排撃の政治工作に利用せられた爲め穢の思想を生じ、忌穢と陵靈恐怖と佛教信仰との三角關係は諸般の社會現象の原因となつて居た。……ところが洪川春海、谷秦山などの山崎派の學者は、それが間違つて居る、墓は穢れた土地である、神社は四神相應の清淨な土地に建てなければならぬと云つて攻撃した。⁽⁷⁷⁾

洪川春海の「瓊矛拾遺」を、『垂加神道 上巻』（春陽堂、昭和十年）にみるに、「喪服」「陵墓」（三〇〇～三三七頁）の項目中、山口が反発したのは次のような箇所かと推量した。

今は墓を為る者、神家に於いて社を墓上に建つ、是穢の一（もつぱら）なる者なり。近世神道を傳ふるもの甚だ誤れり。神代より徵せらる、陵墓の上宮社無し。畿内を遊行する人、陵を見て知るべし。則ち其の惑を解かむ。又中古諸陵寮を置き、荷前の幣を奉るは神風ならず。唯其の地の土俗をして之を祭らしむ。故に諸陵寮竟に絶ゆ。（三三四頁）

谷重遠の「秦山集」については、同じ『垂加神道 上巻』の「秦山集抄録」（三四三～三七六頁）を見たが、該当すると思われる箇所を見つけることができなかった。このあと、論は、明治維新後の神道家・行政家への批判へと言及するが、その点は、次節で触れる。

第三節 「本學會」創設等にみる国体觀等

宮内省退官後、山口鋭之助の人生に大きな影響を与えたのは、大國隆正である。山口は、この辺りの経緯を、自ら次のように記している。

私は大正十年お役を罷めてから、快快として樂まなかつたのでありますが、大正十三年皇室令が完成したといふので、賢所に御祭典がありました。此の皇室令には私の理解出来ない箇所もありました。そこでかねて私と氣の合つた陸軍中將榊原昇造氏をその私邸に訪ね⁽⁷⁸⁾

ました。此の時私は初めて大國隆正先生の事、玉松操の事、岩倉具視の事、福羽美静と津和野藩主龜井茲監の關係などを聞き、皇室令の出来たいはれも聞きました。それから龜井家へ参りまして色々な文書や本を（お）借りし、貰ひもしました。それらを研究しますと、大國先生の思想の深遠さが少しづつ、分つて来るので、昭和三年遂にこの本學會を起したのであります。⁽⁷⁹⁾

山口銳之助の大國隆正に関する所論、あるいは、一部で触れている主な論文は、雑誌『神祇』『東亜の光』『島根評論』等で、確認しただけで十九件ある。その中には、大國隆正自体についてはあまり触れず、明治初期の神祇行政についての批判を展開したものがあつて、まずその観点からの論を三点にまとめておく。

第一は、前述の昭和十三年の『島根評論』の記事中、山口のいう「大正十三年に完成した皇室令」を巡る問題である。この皇室令については、同じ『島根評論』に「大正十四年には皇室令がばた／＼と出ましたが、その十月にはそれまで出づべくして出なかつた皇統譜令を始め、葬儀令、陵墓令等に至るまで出たのであります。葬儀令や陵墓令は出さずべからざるものと私は直観して居り（ま）したから……」⁽⁸⁰⁾との記載があり、皇統譜令、葬儀令、陵墓令など大正十五年十月二十一日皇室令第六号から十二号までを指す

のに間違いないと思われる。大正十三年の賢所の御祭典とは何を指すかは不明であるが、山口の記憶違いもあるのかもしれない。そして、山口は、この皇室令には、明治天皇御自らが反対の意向をお持ちであつた、という証言を榊原中將との関連で行っている。

それは明治維新の時の大功勞者であつた大國隆正、玉松操と大國先生の弟子が福羽美静との事であつて、大國玉松の二人は明治四年に亡くなられたが、福羽美静は明治四十年まで生きて居られた。そうして榊原中將は其福羽美静の家で書生をして居られたことがあり、福羽先生が陛下の御前講演をされる下稽古などよく聴かされたことがあつて、自づと中將も福羽先生をとほして大國、玉松兩先生の思想を受け繼いで居られた譯である。其思想から觀れば、帝室制度審議會の皇室令は全然根本精神が違つて居るので、明治天皇が皇室令の制定をお嫌ひになるのは、福羽先生一派の哲學思想に依つて始められた御維新最初の政治方針が、反対思想に依つて覆されたに拘らず、天皇は福羽先生等が明治初年に御進講申上げたことをお忘れにならないので、御氣に召さないのであらうといふ事を、私は始めて聞いたのであります。⁽⁸²⁾

「福羽先生一派の哲學思想に依つて始められた御維新最

初の政治方針」とはなにか。明治維新の基本精神と新しい体制を構築した神道人の動きについては、津和野派系とされる人々に焦点をあてた加藤隆久、阪本健一、阪本是丸、武田秀章らの詳細緻密な研究がある。⁽⁸³⁾

御一新といっても、神祇祭祀の中心を伊勢、京都、東京の何れに置くのか、宮中祭祀の在り方をどのようにするのか、といった問題は、それぞれの宗教的信条と政治的立場の交錯する複雑微妙な問題だった。亀井茲監(旧津和野藩主)、大國隆正、福羽美静らを軸とする津和野派の人々は、自藩での改革の経験を活かしながら、「神宮並に賢所を中心として、その御改革により、日本精神の独立をはかり、その基礎を磐石たらしめんとした」⁽⁸⁴⁾とある。しかし、それはなにがなんでも古代や維新前の遺風に戻ろうというのではない。「一体は古を重んずるのみにては益なきなり。将来の爲になる事を加へざるべからず」「神様は決して徒に古のままなる事を悦ぶにはあらず」⁽⁸⁵⁾というのが福羽の信念であつた。従つて「美静はかくして宮中三殿の確立を以て日本の精神的基礎は固められたと確信した。それから道が開けると公言した。しかも彼は時論に会わずとして、五年五月二十四日教部大輔を致仕して居る」⁽⁸⁶⁾ということになる。福羽はその現実的な改革路線についていけない人々の反対により、政治の表面から身を引いた、とされる。山口は、

それが「御維新最初の政治方針」の放棄につながるとし、とくに明治天皇がそれに対し、不快の念をもつておられた、と自らの情報源に基いて論じているわけだ。

第二は、この点に密接に関連するが、山口の主張してやまない「山陵は穢れにあらざ」との主張との関連である。山口は、福羽らの改革路線を挫折させたのは、山陵は穢れているとの迷信に囚われている平田派一派の策によるものとする。

然るに明治維新に當つて、三職が七科に分たれ、八局が置かれて神祇科神祇局がその首位に在つたのは、大國隆正玉松操の學説に依る岩倉公の方針であつたが、その神祇科には初めから山陵學者谷森善臣が入れてあつた。それで明治の神祇官は神社は墓の上に建てるのが既定の方針であつたのである。然るに明治初年の平田閨の中心人物たる平田鏗胤、丸山作樂、矢野玄道等は陵墓穢説の信者であつたのである。故に神祇事務局畢生の努力に依つて建立せんとした楠公社の如きも、外國事務局督東久世通禧、伊藤博文等のおせつかいによつて墓を別にした社殿が出来上つてしまつた。…此の様なゆきさつで今日は山陵は神社とす可らずと云ふことに決つて居るのである。⁽⁸⁷⁾

第三は、議會制度に対する見方である。明治初めに、国

体に真に沿う祭政一致の制度の実現が目指され、実行に移されたが、欧米思想の流入等による議会主義の採用によって理想は潰えたと山口は観る。

近頃皇室中心主義とか議會中心主義とかいふ言葉が相對的の意味で使はれる様であります、私はこれが今日の思想混亂の焦點であると考へます。そして此の今日の思想の混亂は明治初年に起つた天皇中心主義と議會思想との衝突に起因するものと思ひます。明治元年に神武創業に基かせられ、祭政一致の御制度に御回復遊されとの仰出されたのあつたことは皆様の御承知の通りであります。祭政一致は祭政教一致の天皇中心主義であります、然るに此主義の仰出されと共に英米の議會政治の形式の採用が決定されてゐました。祭政教一致の天皇中心主義と議會政治の多數論採用主義とは清き赤き潔白なる神の御心に絶対に服従するといふまごころの漲つて居る我國體では毫末も矛盾するものではありません、併しかみ（上、神）の御心に絶対に服従するといふことと自由平等を主義とする英米の議會政治の思想とは全く正反對であります。⁽⁸⁸⁾

ここで、本學會と山口銳之助、大國隆正に戻る。

昭和三年に組織された本學會の会長には、日本物理学の

權威で東大総長も務め、山口の恩師にあたる山川健次郎が就任。山口自身は、副会長となつた。幹事には、当初、飯盛文晴と子豆澤英男が就任した。⁽⁹⁰⁾事務務局長的な役割をやがて担つたのは、山口の秘書を務め、昭和十五年には、一時、代々木深町の山口の邸宅に住み込みで仕えた豊橋出身の原興作（一九〇五—一九八六）である。原は、戦後、『頌皇学十大人』⁽⁹²⁾を出版し、その十人目に山口をあげ、経歴等を詳細に紹介している。本學會には、遠藤友四郎、長沢九一郎といった右翼人脈も関わっていたとの説があるが、確認をとるに到っていない。

山口は、自らの思想、主張の根幹を大國隆正から学んだとし、本學會等で大國隆正の著作を復刻。⁽⁹³⁾その意義を自ら文章にしたり、講演活動で語るなど、活発な活動を展開した。山口の隆正への傾倒ぶりは半端なものではなく、代々木の自宅の庭に隆正を祀る社を建立するほどだったという。⁽⁹⁴⁾以下、山口の感得した大國隆正について引用する。

大國隆正先生の「本學」は此のかみ（上、神）の御心（心）の絶対服従を意味する祭政教一致の政治哲學であります。明治初年の政府當局者の間には、此の哲學がよく了解されて居なかつたのみならず、多数の政治家は「本學」といふ學問の存在すらも承知して居なかつたのであります。その為に政府は國民に御趣意を

徹底させることが出来ず、遂に議會制度の形式の運用の方法を誤つて今日に至つたのであります。「本學」とは如何なる學問であるかと申しますと……凡そ日本人たるものは我が國の古傳を信すべきである。その信條の教が日本民族の教である。少くも我々日本人は天つ日繼ぎの御代々は地球上を治らせられるべしといふ神勅の古傳を信じて居るべきである。この信條でいふ處の天つ日繼ぎの御代々とは固より神武天皇とか仁德天皇とか明治天皇とかいふ様な或る御人格の天皇を意味し奉るのではなく、抽象的に天つ日繼ぎの天皇であります。日本人は此のことを明に意識して居ると最も幸福であるから日本の政事はこの信念で行はるべきである。(以下、簡約に引用) そうなれば、他の民族も羨しくなつて之に倣ひ度くなる、世界中が平和の域に達すれば世界に總帝がほしくなるであらう。その御資格の方はこの様な日本の天皇をおいて他にはない。これが「本學」の大意であります。⁽⁹⁵⁾

山口の大国隆正への傾倒につき、新田均は、山口が大国隆正に影響を受けただけでなく、その言論活動により、それまで忘れられた思想家だった大国隆正が再び世に知られるようになり、大国を大戦終結前の日本に影響を与えるような存在たらしめたのは山口であるとの指摘を行っている。⁽⁹⁶⁾

新田は、昭和二年五月に新聞『日本』に掲載されたという山口の「大国隆正と日本精神」と題する記事がきっかけとする。

忘れられていた隆正の事跡ににわかに世間の注目が集まりはじめたのは、(この記事)以後のことのようである。この文章において、山口は「日本の最も偉大な思想家であり、最も偉大な国学者であつた大国隆正が殆ど忘れられ、葬られて了つてゐるのは、甚だ遺憾である」と前置きした上で、「彼こそ明治維新の基礎をなした第一の功績者である」と断定し、その彼が忘れられたのは、「明治二年から四・五年頃に至る間の思想的争闘の結果葬られてしまつた」からだと弁明し、隆正の天皇総帝論を紹介して、最後に「維新の際、もし大国隆正の大精神を、またその国学を採用してこれを盛んならしめて置いたならば、今日の如き日本ではなかつたらうと思ふ」と嘆いている。

大国隆正の近代後半に対する影響については、「大人の學説を闡明し、皇道興隆に貢献する目的を以て、朝野の有志百五十名にも上る人達によつて、大国隆正先生顕彰會が発足したのは昭和十三年の秋であつた」⁽⁹⁷⁾「昭和十年代以降の國威發揚期においては、『世紀の預言者』として、あるいは『大攘夷』論者として、国粹主義・超国家主義の大家

と見なされ語られてきた⁽⁹⁸⁾等の指摘がある。昭和になってから、大國に世間の耳目が集まり、それに山口の行動が影響を与えたのは事実と思量するが、私儀としては、とくに大正期における大國の評価について調べられたらと考えている。それによって、昭和前期の大國の評価の実像や山口に与えた影響等がより鮮明になると思うからである。

おわりに

これまでの展開で、宮内省諸陵頭としての山口鋭之助の事績、思想の概要を記すことが出来たのではないか、と思う。宮内省での仕事ぶりに可能な限り即して記すことにより、近代日本の特質をなしてきた「皇統國家」の一面に新たな照射することに努めた。それにより、現在へと繋がるご陵墓を巡る諸問題を考える視点への一助になれば、と願っている。

山口は、諸陵頭としてだけではなく、同省図書頭としての仕事でも業績をあげており、人生の前半を過ごした科学者・教育者としての実績に加え、様々な事柄に興味をもっていたようだ。国語研究にも関心を示し、日本語のローマ字表記運動にも加わっている⁽⁹⁹⁾。また、青年時代に「学帽」を考案したという説もあり、ポートルース部に属し、卒業後も後輩の面倒をよくみたという。

皇室に対する思いの強さは、本小論の中で十分に記したと思うが、昭和十年に『明治大帝御製訓』、十二年に『明治天皇御製日訓』を監修している（いずれも、愛之事業社）。

序 日本人は明治維新以来六十有餘年の長い間遙か海の彼方だけを眺めて、自分の住む美しい國を忘れてゐたかの觀があつた。然るに満州事變以来自分の住む美しい良い國日本といふものをはつきり見るやうになつて來たのは甚だ喜ばしい現象である。……然し吾々日本國民は立派な國民であるといつて氣をゆるしてはならない。日に月に心と身體とに磨きをかけて、更に――立派な國民となつて、上は 陛下の大御心に副ひ奉り、……しなければならぬ。

それには先づ第一心の修養が肝要である。……日々この御製を拝誦して修養怠ることなく進むならば、大日本國民として少しも遺憾の點はないであらう。

昭和十年十月 監修者識

こうした多面的な活動をした山口であるが、その人となりは、「直情径行⁽¹⁰⁰⁾。六尺の偉丈夫、声量豊かで机を叩いて雄弁をふるつた」という。一旦、こうと思ひ定めたら懷疑僅少、その道を突き進むという風である。教育者・科学者の道から、それまで直接の縁のなかつた御陵墓や皇室に深く関わるや、その中枢の思想と政治の現実にのめり込み、

大國隆正敬慕へと突き進んでいる。その在り様には、徹底して原理原則を追い求める一途さや純粹さが看取でき、厳密な論理を妥協することなく追及する科学的精神によって培われたものと思われる。その意味で、若年時から晩年に至るまで、終始一貫していたと言えないだろうか。

しかしながら、山口は、その「直情径行」のあまり、宮内省奉職の後々までも、その仕事の内容等にかんがりの疑義を感じていたようだ。「皇統譜の原案を見ると、二ヶ所ほど不可能な事がある。従来の慣例を當局者から聞かうとすると、聞いちゃいかぬ、お前達の常識でやれと言ふ」「宮内省調査課の連中の常識が私の常識と程んど正反對」「皇統や陵墓の事を考へるとどうも不思議な事だらけなので、色んなことを言ふとどうも兎角邪魔になる。痛いのです。丁度此處に癌がある。癌はさわると痛いからさわらんで呉れといふ、私がしつこくさわるものだから、到頭癌が痛くなつて、それで私は大正十年十月遂に宮内省を御免になつた」など、直ちに理解するのは難しい個所もあり、前述のように、明治初頭の神祇行政、大國隆正との関わり等と合わせ、今後の研究課題にできればと願っている。

註

(1) 「皇統国家」は、これまで「天皇制」という言葉で代表

(2)

され、そのイデオロギーは「皇國史観」等と呼ばれてきたが、既存の用語は、とかく「天皇制度」に対し、批判的な色彩が強い。よって、新たに「皇統国家」という言葉を以て、近代日本の体制を呼ぶこととした。この体制を「広義の国家神道」と呼称する向きもあるようだが、「国家神道」は、広義であらうが狭義であらうが、「皇統国家体制」の重要な一環を担うものではあっても、体制全体を表す言葉としては適切さを欠いていると思量する。「皇統国家」は、古代よりの日本の国家体制の基本を表明するにも適切な言葉と考へている。即ち、七世紀前後を目前に、皇統男系一系を理念とする体制が、国家の核として現在まで連続してきた、という意味である。

(3)

「治定」という言葉については、拙稿「明治二十二年の陵墓治定と、足立正聲」(『神道研究集録 第二五輯』平成二十三年三月発行)の註(1)を参照。

日本史研究会・京都民科歴史部会編『「陵墓」からみた日本史」(青木書店、一九九五年)は、十五年余まゝに公刊されたことを勘案しても、巻末二五三頁から二六五頁に、二百五十を越える専門書や研究論文のリストが掲載されている。このうち、(古代・近代)にかなするものだけで約百五十ある。

(4)

前掲『「陵墓」からみた日本史』のリスト中、そのいくつか同書の記載に従ってあげる。

雨宮義人「孝明天皇と山陵の復活」(『神道史研究』

一四一五・六) 一九六六

金杉英五郎『山陵の復活と精忠』日本医事週報社、一九二六

末永雅雄「江戸時代の皇陵と古墳調査 大和編」
〔西田先生頌寿記念 日本古代史論集〕 古代学協会 一九六〇

(5) 前掲『陵墓』からみた日本史」記載のリスト中、(現在の陵墓問題に関するものは、二十一あるが、そのほとんどは、批判的立場に立つものである。例えば、以下のような論である。

石部正志・藤田友治・古田武彦『天皇陵を発掘せよ』三一書房 一九九三

今井堯「明治以降陵墓決定の実態と特質」〔歴史評論〕三二(一) 一九九七

多田治三郎「『陵墓』古墳公開にいとぐち——国会での議論と公開された資料」〔考古学研究〕九三 一九七七

(6) 外池昇「天皇陵論 聖域か文化財か」(新人物往来社、二〇〇七年七月十日) 第二章4 明治天皇陵の謎(明治天皇御陵批判について) 一〇七―一〇九頁
高木博志「日本史リブレット 陵墓と文化財の近代」(山川出版社、二〇一〇年一月)

① 皇室陵墓令(桃山御陵についての批判) 三八頁、
② 開かれた古墳と、秘匿化する陵墓(古墳の保存について) 六九頁

③ 西都原古墳の発掘(嵯峨天皇皇后陵治定について) 七四頁

(7) 新田均『現人神』『国家神道』という幻想」(PHP研究所、二〇〇三年) 第一部第六章 大國隆正の評価にみる「伝統の創出」 一〇四―一〇七頁

(8) 阪本健一「明治神道史の研究」(国書刊行会、昭和五十八年)

第四部第一章「明治維新と津和野本学」

山口の「明治神道史の一節神祇伯再設問題に就きて」
〔神社協會雑誌〕第二十七年第一号、昭和三年)より、一節を引用。三九四頁

第四部第三章「神道家・国学者としての福羽美静」

第二節「維新後における業績」のなかで、山口の「明治戊辰祭政一致の御制度」(『神祇』昭和四年)より引用。四三八頁。山口鋭之助は、『神祇』の昭和四年六、七、八、九、十一、十二月の各号(通巻七九、八十、八一、八二、八四、八五)に「明治戊辰祭政一致の御制度」と題する連載を行っている。
湊川神社と楠正成の墓について。四四七頁

阪本是丸「明治維新と国学者」(大明堂、平成五年) 前掲「明治戊辰祭政一致の御制度」のなかから、四か所にわたって言及している。二五、六九、七八、一〇七頁

武田秀章「維新时期天皇祭祀の研究」(大明堂、平成八年)の「序」iv頁。「戦前の研究としては、維新後の山陵祭祀の展開を独自の観点から展開した」として山口を挙げ、典拠として註記で、前掲「明治神道史の一節神祇伯再設問題に就きて」(一)(二)など論文三点を記している。

阪本是丸「近世・近代神道論考」(弘文堂、平成十九年八月三十一日)「第三篇第三章 春秋二季皇霊祭の制定過程」のなかで、皇霊祭、皇霊祭祀等の解説や研究

の一つとして、前掲「明治神道史の一節神祇祓再説問題に就きて（二）」を記載している。二六八頁

経歴については、「轉免物故履歴」（宮内庁。ほぼ同内容が、国立公文書館「宮中顧問官山口銳之助外叙勲ノ件」にもある）、山岡栄一「山口銳之助」（『明治百年 島根の百傑』島根県教育委員会、昭和四十三年）などによつた。

銳之助の次兄半六は、明治の前半に活躍した建築家で、フランスへ留学。帰国後、東京帝大理科大学本科・東京裁判所・兵庫県庁本庁舎等を設計している。長兄宗義は、大藏省主計官、台湾総督府民生局財務部長、日本銀行理事等を歴任した。その次男は、帝国海軍連合艦隊第二航空戦隊司令官として、ミッドウェイ海戦に散った山口多聞海軍少将（後、中将）である（前掲山岡栄一「山口銳之助」等より）。

山口の科学関係の著書のうち、人名録などで紹介されているのは『物理学』（第日本圖書、明治四十年）だが、正式な題名は『普通教育 物理学』である。六百頁に及ぶ大著で、基本的には、当時の「中学校 その他これと同じ程度の普通教育を目的とする學校」（山口の序文より）で教えるための学習書だった。また、宮内庁退官後に発刊されている「カーレント學生参考書」（教文書院、大正十二年）の監修にも多く当たっており、『物理学 上下』などがある。山口には、そのほか、レントゲン関係の書もあるが、これらの書籍を見る限り、先端的な物理学者としてよりも、物理を教える教育者との印象を受ける。

（12）近藤真琴（一八三二～一八六）。志摩国鳥羽藩出身。幼くして漢学国学蘭学に通じ、幕末には航海術を学ぶ。維新後、海軍操練所に出仕。以後、海軍軍人等の教育に当たる。明治二年、攻玉塾（攻玉社の前身）を操練所管内元一橋邸跡に開く。洋学ことに測量術や航海術を教授し、女子教場も併設している（『國史大辭典 卷六』一〇〇頁）。

（13）『近藤真琴先生傳』（攻玉社編、昭和十二年）によると、山口が理事長を務めたのは、大正十二年から昭和十五年まで（予定）。

（14）菊池大麓（一八五五～一九一七）。江戸の蘭学者の家に生まれ、蕃書調所で英語を学び、幕末から明治初め、二回にわたり渡英。ケンブリッジ大学で数学と物理学を学び、帰国後、東京帝国大学理学部教授となり、近代数学を日本にもたらした。同大学総長、京都帝国大学総長等のほか、文部次官、文部大臣、枢密顧問官等もつとめている。美濃部達吉は女婿、美濃部亮吉は孫に当たる（河出書房新社『日本歴史大辭典3』三七八頁等）。

（15）平安期以降の天皇の喪葬についての最近の研究では、國學院大學栃木短期大學教授田沼眞弓が、『國學院大學栃木短期大學紀要』に連載中の綿密な論文がある（平成十六年度より、『紀要 第三十九号』より）。

（16）江戸期の山陵復興の動きについては、武田秀章「神武天皇陵修補過程の一考察」（『維新时期天皇祭祀の研究』大明堂、平成八年）がある。そのほか、「創られた天皇陵」（前掲外池『天皇陵論』）、羽中田岳夫「江戸時代における天皇陵と幕府・民衆」（前掲『陵墓』からみた日本

史」に詳しい。とくに、神武天皇陵については、今井堯『天皇陵の解明』（新泉社、二〇〇九年）、外池昇『天皇陵の近代史』（吉川弘文館、二〇〇一年）、前掲外池「天皇陵論」などに、章を立てて記されている。

〔17〕『山陵變遷記』。宮内庁書陵部蔵「諸陵寮四九六號、圖書寮 陵670」。宮内省便箋（大十二形）に写筆。内表紙に「出所及所有者 山口銳之助氏」と墨書され、巻末に「この書は私が纏めは致しましたが、その材料は皆諸陵寮考證課の諸氏に集めてもらつたものであります。大正十年十二月 編者（山口）しるす」「大正十三年二月十九日寫 名護朝敬 長谷川清」「校合 山崎鐵丸」とある。頁に番号はふられておらず、本論のおける「頁」は、私儀が便宜上つけたものである。

〔18〕『山陵變遷記』一六四～一六五頁

〔19〕前掲高木「陵墓と文化財の近代」一八頁によつた。文久の修陵を多く扱っているのは、外池昇「幕末・明治期の陵墓」（吉川弘文館、平成九年）全体、前掲外池「天皇陵論」の第二章4、5、6、第四章、第五章など。また外池昇編・解説『文久山陵図』（新人物往来社、二〇〇五年）には、国立公文書館内閣文庫蔵「御陵画帖」の全九十二図（各修陵前の「荒蕪」図と修補後の「成功」図）カラー版他が集録されている。

〔20〕拙稿「明治二十二年の陵墓治定と、足立正聲」に詳細記載。

〔21〕拙稿「明治二十二年の陵墓治定と、足立正聲」参照。高木博志は、『歴史のなかの天皇陵』（思文閣出版、二〇一〇年十月）等のなかで、「当時の学問の水準で大まじめ

に決めた」（二六八頁）と、それなりに肯定的な見方をしている。

〔22〕近代の陵墓制については、前掲武田秀章「維新时期天皇祭祀の研究」の多面的且詳細な研究がある。武田は、「近代の国家祭祀と陵墓」（『歴史検証 天皇陵』別冊歴史読本78号、二〇〇一年）でこの問題を簡明にまとめている。以下、歴代諸陵頭に関する記述が始まるまでの記載内容は、拙稿「明治二十二年の陵墓治定と、足立正聲」二六頁とほぼ同様の内容。

〔23〕『國史大辭典』6の該当名項目ほか。

〔24〕前註ならびに、武田秀章「明治諸陵寮設置の一考察」

『明治聖徳記念學會紀要 復刊第二十二号』平成九年。こうした点につき、武田秀章は、「諸陵寮の付属は、文久修陵事業の達成とその人脈を、明治神祇官に導入する

決定的措置にほかならなかつた」「敢えて極言すれば、幕末朝儀復興史において、山陵復興・諸陵寮設置こそが事柄の本源であつて、神祇官再興は、これに伴う副産物的位置を占めるものに過ぎなかつた、ともいい得よう」と指摘している（前註の武田論文、三頁など）。

〔26〕東京市役所編纂『東京市史稿 御墓地篇』（博文館、大正二年。後に復刻）六八頁。原典は、法規分類大全、太政官日誌、法令全書。

〔27〕『教部省事務章程』明治五年三月十八日・太政官無号。

〔28〕阪本健一編『明治以降神社関係法令史料』（神社本庁、昭和四十三年）一二二頁。

〔29〕拙稿「明治二十二年の陵墓治定と、足立正聲」参照。

〔30〕山口は、図書頭を足立正聲より引き継ぎ、大正六年まで

その任にあつた。後任は同じ島根県出身の森鷗外（森林太郎）。諸陵頭を大正十年に退官したときの叙勲上奏書（大正十年十月二十五日付宮内大臣子爵牧野伸顯より賞勲局総裁を通して原総理宛）では、「圖書頭在任中六國史ノ正本ナキヲ憂ヘ諸本ヲ校讐補正シテ定本ヲ作ラムト規畫シ上請シテ六國史校訂材料取調ノ業ヲ起シヌ 未ダ其ノ成功ヲ見ズシテ轉任シタリト雖モ唱首董督ノ功没スベカラザルモノアリ。又皇統譜ノ完成ニ力ヲ盡シ遂ニ大正五年十一月功ヲ竣ヘテ上奏スルヲ得タリ」と記されている（国立公文書館2A一八八點七〇〇）。また、図書頭就任当時、大福帳式の目録しかなかった宮内省の図書約二十万冊につき、欧米式の十進法を取り入れた分類カードを作成、『帝室和漢圖書分類目録』を刊行するなどの活躍をしたという。明治三十一年から三十三年までの渡欧中、出版目録編纂に関する国際会議に出席するなどして、この分野に関する知識と興味があつたためで、宮内省に多い和装本や唐本を収納する特別書架を作製する等の努力を注いでいる（前掲山岡栄一「山口鋭之助」）二八五―二八六頁

(31) 「工政は皇政即ち皇道政治なり」（『島根評論』昭和八年、第十卷第五号）三五頁

(32) 前掲『山陵變遷記』一七五―一七九頁

(33) 東園氏は、藤原北家中御門流。蘭氏の分家。十七世紀に創立。神楽道を家芸とした。東園基愛（一八五一―一九二〇）は、維新时期に功のあつた東園基敬の子。明治天皇の侍従、掌典次長、宮中顧問官を務め、子爵を賜る（河出書房新社『日本歴史大辞典 8』一六二頁

(34) 宮内庁書陵部図書係。陵函六六四号。

(35) 「明治御一新と大國隆正先生の思想（上）」（『島根評論』昭和四年 第六卷第十一号）二二頁

(36) 前掲『山陵變遷記』一八〇―一八一頁

(37) 「本學會を起すまで」（『島根評論』昭和十三年、第十五卷第十一号）二〇頁

(38) 前掲「本學會を起すまで」二二頁

(39) 前掲『山陵變遷記』一七八―一七九頁

(40) 宮内庁書陵部「諸陵寮誌」（陵函664号）卷三など。

(41) 国立公文書館「職員録」明治四十年、大正十年版による。

(42) 前掲宮内大臣牧野伸顯より原総理への叙勲上奏書。

(43) 前掲『山陵變遷記』一六三―一六四頁

(44) 「諸陵寮出張所 自明治四十五年至大正三年 陵墓録」（宮内庁書陵部公文書係 二四九六號 公五―十）。前掲

(45) 高木博志「陵墓と文化財の近代」七四頁に記載がある。

(46) 河出書房新社『日本歴史大辞典 6』一八四頁

(47) 上野竹次郎編『山陵（新訂版）』（名著出版、平成元年）一四六―一四七頁

(48) 河出書房新社『日本歴史大辞典 8』三三五頁

(49) 平成二十二年八月二十日内閣衆質一七五第三八号（五）

(50) 「轉免物故履歴」（宮内庁）

(51) 前掲『山陵變遷記』一二八頁

(52) 今井堯「天皇陵の解明」（新泉社、二〇〇九年）六七―七二頁、前掲外池「天皇陵論」一〇〇―一〇六頁。

(53) 前掲の外池昇「天皇陵論」一〇七―一〇九頁。前掲の高木博志「陵墓と文化財の近代」でも、この点を取上げて

いる。三八頁

(52) この文書の末尾に、(参照)として、「伏見桃山陵陵制説明書」という文書が載っている。御大喪直後の大正元年

十月二十五日付けで、桃山御陵造営につき、重要資料。高木博志は、当時の宮内省御用掛増田于信によると推定している(『陵墓と文化財の近代』四〇〜四一頁)。

(53) 内閣印刷局編『大正年間 法令全書』(原書房、一九九五)の「大正十五年―2」八五〜八六頁。

(54) 前註『大正年間 法令全書』の「大正十五年―4」三九〜四〇頁

(55) 高倉嘉夫編輯兼發行『大正天皇 御大喪寫真帖』(忠誠堂、昭和二年二月十八日) 卷末「陵所の御儀」十一頁

(56) 「陵墓調査係 番號 六七〇」宮内省書陵部。昭和十一年の謄写版。

(57) 前掲『山陵變遷記』一八六〜一九三頁

(58) 『神社協會雜誌』(第十八年第十二号、大正八年)のコラム集「彙報」二七頁

(59) 丸山宏「『史蹟名勝天然紀念物』の潮流——保存運動への道程」(『史蹟名勝天然紀念物 解説・総目次・索引』不二出版 二〇〇三年)。以下、本論文における「史蹟名勝天然紀念物」関連の記述は、丸山論文による。また、この運動の実績や動向、山口鋭之助との関り等については、前掲高木博志『陵墓と文化財の近代』に詳しい。

(60) 平成二十二年十月二十三日、明治神宮において「明治神宮造営をめぐる人々——近代神社における環境形成の転換点」というシンポジウムが催されたが、発題者の一人、畔上直樹による「明治神宮内苑造営と『その後』——近代林学・造園学の『鎮守の森』論」では、山口と同様、

常緑闊葉樹の重要性を指摘する当時の造林学者等の見解も紹介されている。

(61) 前掲『山陵變遷記』一八三〜一八五頁

(62) 國學院大學神道文化学科星野光樹助教の同大学院平成二十年度阪本是丸教授ゼミ中の教示による。

(63) 前掲外池「天皇陵論」一一三〜一一九頁。笹川紀勝「天皇の葬儀」(新教出版社、一九八八年)一一六頁など。

(64) 前掲今井堯「天皇陵の解明」七三〜一一五頁、前掲外池「天皇陵論」一七三〜二〇四頁など。

(65) 「史蹟名勝天然紀念物」第壹巻第五號、大正四年五月

(66) 「史蹟名勝天然紀念物」第壹巻第七號、大正四年九月

(67) 「山陵の研究」は、国立国会図書館の「近代デジタルライブラリー」にアクセスすることにより、全文をインターネット上で読むことができる。なお、同書の内表紙には、「陵の祭と陵の神の宮」のタイトルがついている。

(68) 前掲『山陵の研究』一〇頁

(69) 「山陵の祭祀を國家祀典となすべきの議」(『島根評論』大正十四年、第二巻第十号) 二頁

(70) 連載「陵と神道」(『歴史地理』大正十二年、第四十二巻第一号) 二〜七頁

(71) 「天皇の祭祀を中心とする明治維新史の考察」。上下二冊の筆記写本。阪本是丸蔵。大正四年以降に書かれたと推定。平成二十年度國學院大學大学院神道史研究Ⅱ神道史特殊研究Ⅱ阪本是丸教授ゼミの前期教材。

(72) 「古神道の本義」(『島根評論』大正十五年、第三巻第五号) 七頁

(73) 前掲「山陵の祭祀を國家祀典となすべきの議」七頁

(74) 「歛」の字は、登場箇所によって、旁が「文」であったり、偏の下部が違っている場合があるが、便宜上、この字体によって翻刻した。

(75) 林敦・小池淳一編著『陰陽道の講義』（二〇〇二年 嵯峨野書院）、吉野裕子『陰陽五行と日本の風俗』（一九八三年 人文書院）、戸矢字『陰陽道とは何か』（二〇〇六年 P H P 新書）など七冊。下出積興『日本古代の道教・陰陽道と神祇』（平成九年 吉川弘文館）中の「第三章 陰陽道をめぐる問題 第二節 淫祠邪教の禁と迷信」では、物忌、方違、星辰信仰などを取り上げており、今回の問題に関連しているかもしれない、と思いつつも、明快な答えは得られなかった。

(76) 前掲「天皇の祭祀を中心とする明治維新史の考察（上）」二四～二五頁。

(77) 「隠岐神社再興に就て」（『島根評論』昭和九年、第十一卷一号）一一四頁。

(78) 榊原昇造（一八五九～一九四〇）。明治十二年に工兵少尉任官。陸士卒。日露戦争では、第三軍（乃木希典旗下）工兵部長として旅順攻囲戦に参加。戦後、築城本部長。合併前後の韓国駐劄軍の憲兵隊長、参謀長。広島湾要塞司令官、由良要塞司令官を経て大正二年に待命、翌年五月予備役編入。陸軍中将（福川秀樹『日本陸軍将官辞典』芙蓉書房出版、二〇〇一年等）。

(79) 前掲「本學會を起すまで」二二～二三頁

(80) 前掲「明治御一新と大國隆正先生の思想（上）」一二頁

(81) 前掲『大正年間 法令全書』

(82) 「岸君の想ひ出」（『島根評論』（昭和九年、第十一卷第二

号）四二～四三頁。この号は、その前年に死去した岸清一（一八六七～一九三三）の追悼号。岸は、松江の出身。弁護士界の重鎮で、東京弁護士会会長等歴任。大日本体育協会の第二代会長。国際オリンピック委員会委員を務めるなど、日本スポーツ界の発展に寄与し、東京渋谷の岸記念体育会館にその名を残している。

(83) このあたりの神道界の動向については、以下の書に詳述されている。

前掲阪本健一『明治神道史の研究』

第二部第二章 明治維新と神道家・国学者

第四節 王政の復古と神祇官の再興

第五節 復古の碩師玉松操

第六節 国学四大人の霊祭と神道家・国学者の動向

第四部 明治神道史上における津和野藩主従の役割

加藤隆久「『福羽美静談話』にみる維新神祇行政の諸相」

〔瀧川政次郎先生米寿記念論文集 神道史論叢〕国書刊行会、昭和五十九年

加藤隆久『神道津和野教学の研究』（国書刊行会、昭和六十年）

第四章 津和野教学と福羽美静

武田秀章「近代天皇祭祀形成過程の一考察——明治初年における津和野派の活動を中心に——」（井上順孝・

阪本是丸編著『日本型政教関係の誕生』第一書房、昭和六十二年）

前掲阪本是丸『明治維新と国学者』

全編がこの主題で貫かれており、特に、

序章 祭政一致国家の樹立と国学者の動向

第一章 明治初年の神祇政策と国学者 等。

前掲武田秀章『維新期天皇祭祀の研究』

第五章三 山陵親謁にかかわる下問および奉答

(84) 前掲阪本健一『明治神道史の研究』四四六頁

(85) 前掲加藤『福羽美静談話』にみる維新神祇行政の諸相
一〇〇一～一〇〇三頁

(86) 前掲阪本健一『明治神道史の研究』四四七頁

(87) 前掲「隠岐神社再興に就て」一一四～一一五頁

(88) 「明治維新と大國隆正」(「東亜の光」昭和三年、第二十三卷第六号)の冒頭。四六四頁

(89) 二人とも、戦前に活動した神道家、思想家。

(90) 前掲「岸君の想ひ出」四四頁。

(91) 原興作『小さい世界』(東海日日新聞社、昭和四十八年)二一〇頁

(92) 『頌皇学十大人』(皇学十大人顕彰会、昭和四十三年)では、荷田春満、賀茂真淵、本居宣長、平田篤胤、渡辺崋山、大國隆正、玉松操、矢野玄道、羽田野栄木と山口鋭之助の十人を大人としている。

(93) 『本學要』(教育研究会、昭和三年)。山口は、同書に、「忘れられたる本教本學」という長文の自論を付している。『三道三欲昇降図説』全(本學會出版部、昭和五年)。

(94) 前掲『明治百年 島根の百傑』二八六頁

(95) 前掲「明治維新と大國隆正」四六四～四六六頁

(96) 前掲新田『現人神「国家神道」という幻想』一〇四～一〇七頁

(97) 阪本健一『大國隆正』(「神道文化シリーズ2」神道文化会、昭和四十六年)はしがき

(98) 中村聡「大國隆正の学風について——『孝』による世界

観と実学的傾向の一考察——」(「明治聖徳記念學會紀要」復刊第四十号、平成十六年十二月)

(99) ローマ字普及會『國字問題と日本式ローマ字』(天聲社、昭和三年)に記載の山口の所論「教育とローマ字」等。

この小冊子には、田丸卓郎、田中館愛橘、保科孝一等が寄稿している。

(100) 前掲山岡栄一「山口鋭之助」より。二八六頁

(101) 前掲「工政は皇政即ち皇道政治なり」より概略を引用。三六頁

(國學院大學大学院特別研究生)